

久留米市避難行動要支援者支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法第49条の10及び久留米市地域防災計画（平成31年2月8日改定）に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の調製等に関し必要な事項を定めることにより、避難行動要支援者が安心して暮らすことができる体制を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 避難行動要支援者

次に掲げる者のうち、在宅の者で、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に、自力又は家族の協力による避難が困難なもの

- ア 要介護3、4、5の認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ウ 療育手帳Aの交付を受けている者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- オ 要配慮者であって、名簿情報の避難支援等関係者への事前提供に同意するもの
- カ 平成31年1月末日現在において、災害時要援護者名簿に登録をしていた者

(2) 名簿登録者

前号に掲げる者のうち、避難支援等関係者への名簿情報の共有に同意をするもの

(3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる次に掲げる者

- ア 自治会などを構成団体とする校区コミュニティ組織（自主防災組織）
- イ 市民生委員児童委員協議会
- ウ 市社会福祉協議会
- エ 校区社会福祉協議会
- オ 消防本部
- カ 消防団
- キ 警察

(4) 地域協力者

名簿登録者又は市、校区コミュニティ組織（自主防災組織）が選定した近隣の個人または団体で、本人の安全を十分に確保した上で次に掲げる役割を担う者

- ア あいさつ、声かけ等による名簿登録者の日常的な見守り、状況把握
- イ 災害が発生し、また発生する恐れがある場合における名簿登録者への避難情報の

伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援

(5) 一覧表

名簿のうち、名簿登録者の一部の情報について、各自治会または自治区等ごとに記載したもの（様式1）

(6) 台帳

名簿のうち、名簿登録者の全部の情報について、登録者ごとに作成したもの（様式2）

- 2 地域協力者の支援は、任意の協力により行われるものであって、義務、責任を負うものではないものとする。

（避難行動要支援者への名簿登録促進）

第3条 市長は、避難行動要支援者の情報の集約に努め、避難支援等関係者の協力のもと、避難行動要支援者に対し名簿への登録を促進するものとする。

- 2 市長は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（名簿への登録申込）

第4条 名簿への登録を希望する避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿登録申込書兼同意書（様式3。以下「登録申込書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、避難行動要支援者が筆記困難又は意思表示を行うことが困難な場合等で登録申込書を作成できないときは、当該避難行動要支援者からの聞き取り等により親族、同居の者、担当民生委員等が作成を代理することができる。
- 3 避難行動要支援者が地域協力者を選択したときは、当該地域協力者からの同意を得た上で登録申込書を作成するものとする。

（名簿の調製）

第5条 市長は、前条の規定に基づく登録申込みがあった場合には、内容を確認し、名簿登録の可否を決定する。

- 2 市長は名簿登録を決定したときは、速やかに名簿を調製するものとする。

（地域協力者情報の登録）

第6条 市長は、第4条の規定に基づく登録申込時に名簿登録者による地域協力者の指定が無かった場合には、避難支援等関係者ととともに、名簿を活用した図上訓練等において地域協力者の選定等に努めるものとする。

- 2 避難支援等関係者は、前項の規定により地域協力者の選定に努め、地域協力者となることに同意した個人からは、地域協力者登録届出書兼同意書（様式4）を徴し、市長に

提出するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により地域協力者登録届出書兼同意書の提出を受けたときは、台帳に地域協力者情報を追加登録するものとする。

(地域協力者活動保険への加入)

- 第7条 市長は、地域協力者本人からの同意を得て、台帳に登録した地域協力者（組織・団体等を除く。）を被保険者として、第2条第4号ア及びイの活動を対象とする保険に加入するものとする。

(市から避難支援等関係者への一覧表及び台帳の共有)

- 第8条 市長は、調整した一覧表及び台帳を、避難支援等関係者と共有するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により一覧表及び台帳を共有する前に、校区コミュニティ組織（自主防災組織を含む。以下同じ。）の長など、避難支援等関係者との間で個人情報保護に関する協定を締結するものとする。
 - 3 市長は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他のものに対し、一覧表を提供することができる。

(校区内での一覧表及び台帳の共有)

- 第9条 校区コミュニティ組織の長は、校区内の避難支援等関係者を代表して一覧表及び台帳の提供を受けたときは、提供を受けた一覧表及び台帳を校区コミュニティセンターに保管し、第17条各号の用途に活用するとともに、当該避難支援等関係者と共有するものとする。

(一覧表及び台帳の管理)

- 第10条 市長は、一覧表及び台帳の提供を受けた避難支援等関係者に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。
- (1) 紛失や記載情報の漏洩等がないように適正な管理下に置くこと。
 - (2) 記載情報を目的以外に使用しないこと。
 - (3) 名簿登録者について知りえた情報を第三者に漏らさないこと。避難支援等関係者を退いた後も同様とする。
 - (4) 複製、転写及び電子情報化をしないこと。
 - (5) 避難支援等関係者を退く際には、後任者に確実に名簿の引継を行うこと。後任者のない場合は市に返還を行うこと。
- 2 校区内の避難支援等関係者を代表して一覧表及び台帳の提供を受けた校区コミュニテ

ィ組織の長は、当該校区内の避難支援等関係者に前項各号の事項を遵守させるものとする。

- 3 市長は災害に備え、名簿情報について、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管をするように努めるものとする。

(名簿登録者の登録抹消及び登録事項の変更)

第11条 名簿登録者又はその代理人は市外への転居や医療機関への入院、福祉施設への入所などにより、避難に支援を必要としなくなったとき、又は名簿に登録している事項に変更が生じたときは、避難行動要支援者名簿登録（抹消・変更）届（様式5）を市長に提出する。

- 2 市長は、避難行動要支援者名簿登録（抹消・変更）届の提出を受けたときは、速やかに当該名簿登録者の情報を名簿から抹消、または変更するものとする。

(名簿登録者登録抹消の特例)

第12条 市長は、名簿登録者が死亡した場合、市外への転出、医療機関への入院、福祉施設への入所により自宅に戻る見通しが立たない場合又は本人が所在不明となった場合には、名簿登録者又はその代理人からの避難行動要支援者名簿登録（抹消・変更）届の提出によらず、名簿登録の抹消処理を行うことができるものとする。

(地域協力者の交代及び登録事項の変更)

第13条 地域協力者は、校区外への転居等の事情により名簿登録者の支援を行えなくなったとき又は登録情報に変更が生じたときは、地域協力者登録（抹消・変更）届（様式6）を提出するものとする。

- 2 避難支援等関係者は、地域協力者が転居等により活動を行うことができないと認めるときは、当該地域協力者に代わり、地域協力者登録（抹消・変更）届を市長に提出することができるものとし、新たな地域協力者の選定を行った際には、第6条第2項の規定に準じ、届出を行うものとする。
- 3 市長は、地域協力者が死亡した場合や、市外への転出、医療機関への入院、福祉施設への入所により自宅に戻る見通しが立たない場合、本人が所在不明となった場合には、地域協力者又は避難支援等関係者からの地域協力者登録（抹消・変更）届の提出によらず、当該地域協力者について、名簿登録の抹消処理を行うことができるものとする。

(名簿の更新)

第14条 市長は、避難支援等関係者等から情報を収集し、随時、名簿に記載された情報の更新を行い、少なくとも毎年1回以上、避難支援等関係者に変更後の一覧表及び台帳を提供するとともに、変更前の一覧表及び台帳を回収するものとする。

- 2 避難支援等関係者は、一覧表及び台帳の提供を受け、変更前の一覧表及び台帳について返還を求められたときは、提供を受けていた変更前の一覧表及び台帳を速やかに市長に返還するものとする。
- 3 一覧表及び台帳を提供された避難支援等関係者は、情報の確認を行い、異動等があった場合については、市長に名簿登録者現況確認結果届（様式7）により報告を行うものとする。

（登録情報及び名簿登録者の状況確認）

- 第15条 市長は、本制度の運用にあたって必要と認めるときは、名簿登録者又は台帳に登録される緊急連絡先となる者若しくは地域協力者の情報について、本人又は避難支援等関係者に確認することができるものとする。
- 2 市長は、災害時等において名簿登録者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、避難支援等関係者又は台帳に登録される緊急連絡先となる者、地域協力者に対し、名簿登録者の安否等に関して報告を求めることができるものとする。

（事故の際の報告）

- 第16条 市長は、一覧表及び台帳の提供を受けた避難支援等関係者が、一覧表又は台帳の紛失等の事故を生じさせたときは、市長に対して速やかに避難行動要支援者名簿に関する届（様式8）を提出させるものとする。
- 2 市長は、前項による報告を受けたときは、避難支援等関係者とともに、原因の究明、被害の実態把握及び被害拡大や再発の防止に努めるとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

（避難支援等関係者による支援）

- 第17条 名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、次に掲げる用途に名簿を活用し、名簿登録者の支援体制構築に努めるものとする。
- (1) あいさつ、声かけ等による名簿登録者の日常的な見守り、状況把握
 - (2) 名簿に未登録となっている対象者への名簿登録の促進
 - (3) 名簿を活用した図上訓練、実働の避難訓練、防災訓練等への参加
 - (4) 名簿登録者ごとの避難場所、地域協力者の選定などの個別支援計画の具体化
 - (5) 災害が発生し、また発生する恐れがある場合における名簿登録者への避難情報の伝達、安否確認、避難誘導及び市への連絡等
 - (6) その他、避難行動要支援者の支援に関すること

（避難行動要支援者の備え）

第18条 避難行動要支援者は、避難支援等関係者や地域協力者の不在や被災により支援が困難になる場合に備えて、可能な範囲で次に掲げる自助の取組みに努めるものとする。

- (1)名簿への登録
- (2)避難支援等関係者や地域住民と日頃からコミュニケーションをとり、災害時の支援協力を依頼
- (3)災害に応じた避難場所・避難ルートの確認
- (4)避難場所への移動方法の確認
- (5)災害に備えた食糧・備蓄品等の準備
- (6)名簿を活用した図上訓練、実働の避難訓練、防災訓練等への参加

第19条 この要綱に定めるものの他必要な事項は別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月8日から施行する。
(要綱の廃止)
- 2 久留米市災害時要援護者名簿登録制度実施要綱（平成22年11月16日策定）は、廃止する。